

日行連発第1168号
令和元年12月23日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」
「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、総務省自治行政局行政課から周知の依頼がありました。

つきましては、下記の要領で会員に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の周知にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1) 周知に係る資料が総務省より提供されましたので、添付をご確認下さい。貴会のホームページ等への掲載、支部や会員への各種連絡への添付、会報への同封等にご使用下さい。
 - ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
 - ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
 - ・リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
- 2) できる限り速やかな（遅くとも年内には）周知にご協力頂ければ幸いです。

以上